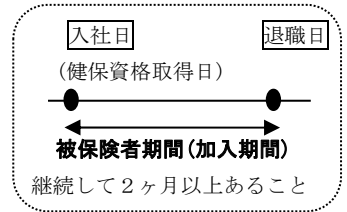


任意継続被保険者制度のご案内

1. 加入資格 : 退職日まで健康保険の被保険者期間（加入期間）が継続して2ヶ月以上あることが必要です。

2. 加入期間 : 退職日翌日から、2年間となります。（再加入はありません）



3. 資格喪失条件 : (1) 任意継続被保険者の資格期間となった日から2年を経過したとき（加入期間満了日）
 (2) 就職して健康保険、協会けんぽ、共済組合、船員保険等の被保険者資格を取得したとき
 (3) 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
 (4) 被保険者が死亡したとき（死亡日翌日が喪失日）
 (5) 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
 (6) 任意継続の被保険者でなくなることを希望するとき

4. 保険料 : 保険料は、**会社負担がなくなり、全額自己負担**となります。
 保険料計算の基礎となる**標準報酬月額**は、退職時の標準報酬月額と、前年9月末の全被保険者の平均標準月額 **44万円**のいずれか低い方となります。
保険料は毎年4月に見直しがあります。加入者の退職後の収入とは一切関係ありません。
保険料率と平均標準月額の改定により、保険料が上がることがあります。

(1) 保険料の算定方法（月額） 2022年度（2022年4月～2023年3月）

区分	徴収対象者	保険料の算定基礎
健康保険料	当健康保険組合の加入者全員	「標準報酬月額」×88.0/1,000
介護保険料	第2号被保険者 ※40歳～64歳迄の当健康保険組合加入者 特定被保険者 ※40歳未満と65歳以上の方で、40歳～64歳迄の被扶養者を有する健康保険組合の加入者	「標準報酬月額」×17.6/1,000

※ご自身の標準報酬月額は、10月の給与明細でご確認いただけます。ご確認できない事業所の方は、事業所人事・総務・勤労担当者にご確認ください。

(2) 保険料の納付方法 ※保険料納付方法は3種類（毎月払い・6ヶ月払い・1年払い）から選択してください。

区分	納付区分	保険料納付方法（選択可）	
		毎月払い	6ヶ月、1年払い(前納)
初回保険料	口座振替 銀行振込	資格取得した月から2～3ヶ月分（金融機関での口座登録完了後）の保険料を、加入者本人の指定口座から自動振替いたします。	前納の期間（6ヶ月または1年）の保険料を当健保組合の指定口座に振込みください。
2回目以降の保険料等	口座振替	加入者本人の指定口座から、1ヶ月分保険料を自動振替いたします。 ※毎月1日、休日の場合、翌営業日	振込分以降の6ヶ月または1年分の前納保険料を加入者本人の指定口座から自動振替いたします。 ・1年払 ⇒3月20日 ・6ヶ月払⇒3月30日、9月20日 ※休日の場合、翌営業日
口座振替手数料		一律110円（口座振替時に加入者本人負担）	

※上記内容の詳細につきましては、加入後に送付する「任意継続被保険者の資格取得ついて（ご通知）」にて、内容をご確認ください。

※任意継続の保険料は、当月払いとなります。加入月の給与より控除された保険料は前月分となります。

(3) 前納払いの割引率について

納付方法	割引率（年間）
6ヶ月払い	約1.1%割引（最大）
年払い	約2.1%割引（最大）

※前納となる払込月数により、保険料の割引率が異なります。

5. 保険給付

傷病手当金・傷病手当付加金と出産手当金・出産手当付加金を除き、在職中と同じ内容の保険給付が受けられます。

※喪失後の保険給付として在職中の被保険者期間が1年以上あった方に対して、傷病手当金・出産手当金が給付される場合があります。

6. 加入手続き

- (1) 「任意継続被保険者資格取得申請書」に必要な事項を記入してください。
- (2) 「預金口座振替依頼書」は、記入・押印したものをご自身で白黒コピー（控え）をとり、原本とコピーを金融機関に持参し、窓口にて口座振替手続きをしてください。
口座振替手続きが完了し、金融機関確認印が押印された「預金口座振替依頼書のコピー（控え）」を受け取り（原本は銀行で保管）、「任意継続被保険者資格取得申請書」と併せて、下記経由にてご提出ください。

※ゆうちょ銀行は、窓口でのお手続きができませんので「預金口座振替依頼書」の原本に、通帳のコピー（口座名義、通帳記号番号、店名、店番、口座番号のページ）を添付してご提出ください。

7. 添付書類

- ・預金口座振替依頼書（控）：富士通健保指定用紙
- ・住民票：任意継続加入に伴い住所変更がある方または扶養家族の住所が変更になる場合のみ添付。
※発行後3ヶ月以内でマイナンバーの記載のない続柄記載の世帯全員分。退職後転居する場合は転居後のもの。コピー可。
- ・任意継続加入時に被扶養者の増減がある場合：健康保険被扶養者（異動）届等
※現在、当健康保険組合の被扶養者になっている方は、被扶養者異動届を提出する必要はありません。

8. 申請期限 退職日の翌日から20日以内に事業所（書類提出先）経由で健保組合に必着

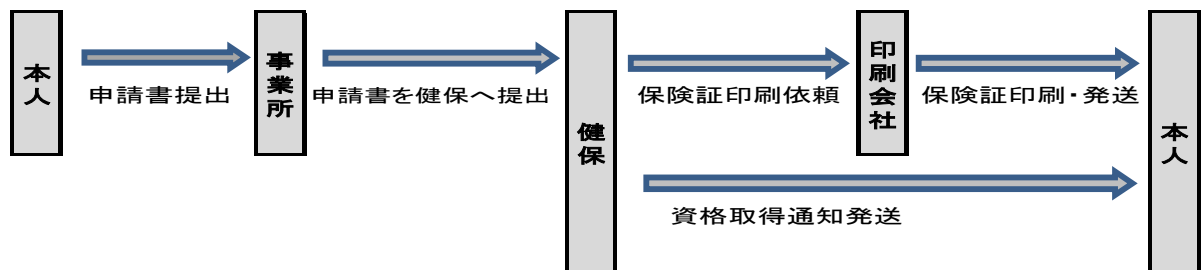
9. 書類提出先

※退職日前の申請受付可

事業所	書類提出先
富士通(株)、社会保険関連書類の提出窓口が「人事・総務サービスセンター」になっている会社にお勤めの方	人事・総務サービスセンター 社会保険担当 宛 社内メール) 新川崎三井ビル W棟25F 住所) 〒212-0058 神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2 新川崎三井ビルディング W棟25F
上記以外の会社にお勤めの方	各社総務人事担当部門 宛

10. 健康保険証受取りまでの流れ

健保組合にて申請書一式受付後、2週間程度で、健康保険証と資格取得通知が別々に届出申請住所に届きます。（簡易書留郵便）



11. ご注意

加入後2年以内に老齢厚生年金受給開始年齢に達し、特例退職者医療制度への加入を希望する方は、任意継続加入申請時に健保組合にお申し出ください。

※その際、保険料納付方法は、毎月払いに制限させていただく場合がありますので了承ください。

※任意継続の詳しい内容、各種申請書のダウンロード、手続き方法は、富士通健康保険組合HPでご確認いただけます。

健康保険法施行規則改正に伴い健保組合に届出いただく本書類への押印を不要といたします

任意継続被保険者資格取得申請書

次頁（裏面）の「任意継続被保険者制度について」を確認したうえでご申請ください。		常務理事		事務局長		課長		担当者	
届出日 年 月 日									
被保険者証	記号		番号		被保険者名				
					(フリガナ)				
生年月日	昭和・平成 年 月 日			年齢	歳	性別	男・女		
住民票の住所 <small>※保険証の送付先は住民票の住所になります。</small>	住所	〒							
	電話番号	自宅				携帯			
事業所（会社名）									
資格取得日（入社日）	昭和・平成・令和 年 月 日			退職時の標準報酬月額	, 000円				
任継 資格取得日 ※退職日翌日	令和 年 月 日								
該当する場合は○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 「限度額適用認定証」（有効期限が退職日以降）を持っていて、継続して必要である。 <input type="checkbox"/> 「特定疾病療養受療証」を持っている。								
保険料納付方法（該当箇所に○印）	1. 毎月払い		2. 6ヶ月払い（年2回）		3. 1年払い		※記載がない場合は毎月払いとします		
緊急連絡先（家族・親戚等） <small>※同居家族の場合、自宅以外の電話番号を記載</small>	氏名	(フリガナ)			続柄	電話番号	自宅：		
							携帯：		
住所	〒								

※上記納付方法の「年払い」は、加入月から当該年度の3月分まで、「6ヶ月払い」は、3月分もしくは9月分までの納付となりますので、加入月から年度（4月～翌年3月）を超えた納付はできませんので、ご承知おきください。

《被扶養者申請欄》

※当健保加入事業所を退職後、引き続き被扶養者として申請する場合は「継続」に○をつけてください。

氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	同居／別居	扶養区分
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日	歳		同居・別居	継続・新規
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日	歳		同居・別居	継続・新規
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日	歳		同居・別居	継続・新規

※在職中に会社都合による単身赴任で別居をしていた方が、退職後も別居で被扶養者とするには、毎月基準額以上の送金が必要です。（要送金証明書）詳細は健保HPをご確認ください。

【事業所記入欄】

担当者名	年 月 日受付	備考欄	
------	---------	-----	--

事業所担当者は以下の確認をお願いします。

退職日

退職時の標準報酬月額

- 任意継続被保険者制度「以下、任継」の加入申請をする前に、ご確認くださいようお願いします。

任意継続被保険者制度について

- 1. 任継の制度につきましては、「任意継続被保険者制度のご案内」に記載していますので、ご確認ください。
- 2. 保険料納付について、毎月払いを選択の場合は、初回振替時は、指定口座より2～3ヶ月分を一括口座振替いたします。
6ヶ月払い・1年払いを選択の場合は、初回保険料は、納付期限までに振込入金をお願いします。保険料の振替・振込が確認できない場合は、資格取消となります。
- 3. 2回目以降の保険料納付は、指定口座より口座振替で保険料を徴収します。
預金不足等により口座振替ができない場合は、保険料未納月で資格喪失となります。
- 4. 加入後2年以内に老齢厚生年金受給開始年齢に達し、特例退職者医療制度への加入を希望する方は、任意継続加入申請時に健保組合にお申し出ください。
※その際、保険料納付方法は、毎月払いに制限させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 5. 保険料率は毎年見直しをいたします。
任継の標準報酬月額、保険料計算の基礎となる**標準報酬月額**は、退職時の標準報酬月額と、前年9月末の全被保険者の平均標準月額**44万円**いずれか低い方となります。
保険料率と平均標準月額の改定により、保険料が上がることがあります。
被保険者の退職後の収入とは一切関係ありません。
- 6. 退職後も家族を継続して扶養する場合、扶養認定基準を満たしているかを確認してください。
認定基準に満たない場合には、速やかに扶養減少手続きをお願いします。
手続き遅延や忘却による場合には、月日を遡っての扶養減少となる場合があります。
- 7. 毎年、被扶養者の現況確認調査を行っております。
被扶養者資格の基準を満たしているか確認させていただくものです。
期日内に、依頼事項の書類のご提出をお願いします。

※被扶養者の収入を確認するため、所得証明書・確定申告書（写）の他、別居者の場合、毎月送金している「送金証明」の提出をお願いします。
送金額は、毎月54,000円以上、かつ被扶養者（家族）の年収の12分の1以上を送金するようお願いします。
- 8. 被保険者の脱退手続きや、被扶養者の減少手続、住所変更等、手続事象が発生した場合は、速やかにお手続き（申請書・必要書類提出）をお願いします。
- 9. 資格喪失後は保険証を速やかに当健康保険組合に返却し、喪失日以降は保険証を使用しないようお願いします。
万が一使用した場合は、医療費の健保負担分をご返金いただくことになります。
- 10. 保険給付金等は保険料引落指定口座に振込いたしますので確認をお願いします。